

「女性の活躍推進」の証 えるぼし・プラチナえるぼし+プラス認定

認定制度

職場における女性の活躍を推進する「女性活躍推進法」に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。えるぼし認定では、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。さらに、えるぼし認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の水準を満たした場合、厚生労働省の特例認定(プラチナえるぼし認定)を受けることができます。また、令和8年4月から、職場における女性の健康支援に取り組む企業を「えるぼし認定」や「えるぼしプラス認定」にプラスして認定(プラス認定)し、企業の取組を推進しています。

令和7年9月末現在、全国で3858社がえるぼし認定を取得しており、95社がプラチナえるぼし認定を取得しています。

「えるぼし」認定マーク

「えるぼし認定」には、5項目の評価基準のうち、1つ又は2つを満たせば1段階目(1 つ星)、3つ又は4つを満たせば2段階目(2 つ星)、すべてを満たせば3段階目(3 つ星)の認定となります。



1段階目(1 つ星)



2段階目(2 つ星)



3段階目(3 つ星)

「プラチナえるぼし」認定マーク

「プラチナえるぼし」は、「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。なお、徳島県内での認定企業はありません。



「プラス」認定マーク

令和8年4月1日から、職場における女性の健康支援に取り組む企業を認定する「えるぼしプラス」認定及び「プラチナえるぼしプラス」認定が創設されました。女性の健康支援に取り組む優良な企業であることのアピールや、企業イメージ向上などにつながることを期待できます。



厚生労働省運営 「女性の活躍推進企業データベース」

策定した行動計画の外部への公表や、女性の活躍に関する情報公表の掲載先としてもご利用ください。